

老齢厚生年金の支給調整

老齢厚生年金は、次のような場合に支給額が調整されます。厚生年金基金に加入したことのある方は、基金の年金（代行部分）も含め調整されます。

＜在職老齢年金＞

① 60歳以上65歳未満の方が在職（厚生年金保険に加入）中に老齢厚生年金を受ける場合

具体的な支給停止額の計算は以下のようになります。ただし、総報酬月額相当額（※1）と基本月額（※2）の合計額が28万円以下の場合、支給停止はありません。

総報酬月額相当額	基本月額	支給停止額（月額）
46万円以下	28万円以下	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$
	28万円超	$(\text{総報酬月額相当額} \times 1/2)$
46万円超	28万円以下	$(46\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 46\text{万円})$
	28万円超	$(46\text{万円} \times 1/2) + (\text{総報酬月額相当額} - 46\text{万円})$

※1：総報酬月額相当額 = その月の標準報酬月額 + その月以前の1年間の標準賞与額の合計額 $\times 1/2$

※2：基本月額 = 加給年金額（※3）を除いた特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の月額

※3：加給年金額 = 65歳未満の配偶者や18歳到達年度の末日までにある子ども、または年金法令に基づく障害等級1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子どもを扶養している場合に加算される年金（加入期間要件、所得要件あり）

② 65歳以上70歳未満の方が在職（厚生年金保険に加入）中に老齢厚生年金を受ける場合

老齢基礎年金は全額支給されます。ただし、老齢厚生年金は総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額の合計により調整されます。総報酬月額相当額と基本月額を合計して46万円を超えると、老齢厚生年金の月額は46万円を超える部分の2分の1が支給停止されます。

総報酬月額相当額 + 基本月額	支給停止額（月額）
46万円以下	支給停止はありません
46万円超	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 46\text{万円}) \times 1/2$

③ 70歳以上の方が在職（厚生年金保険に加入する程度の勤務）中に老齢厚生年金を受ける場合

厚生年金保険の適用事業所に勤務した場合は、65歳以上70歳未満の方と同様のしくみを適用し、支給額が調整されます。なお、厚生年金保険の被保険者ではないため、厚生年金保険料の負担はありませんが、必ず事業主からの届出が必要です。

＜雇用保険と老齢厚生年金の調整＞

① 雇用保険の基本手当を受ける場合

60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金を受けている方がハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に雇用保険の基本手当（船員保険の失業保険金を含む）を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて老齢厚生年金の全額が支給停止されます。

② 雇用保険の高年齢雇用継続給付を受ける場合

60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金を受けながら在職（厚生年金保険に加入）している方が、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けるときは、在職による年金の支給停止だけでなく、さらに年金の一部（標準報酬月額の6%を限度とする額）が支給停止されます。

平成25年10月1日以降に、年金を受け取る権利が発生した方や、ハローワークで求職の申込をした方、高年齢雇用継続給付を受けようになった方は、年金事務所への雇用保険と老齢厚生年金との調整に関する届出が原則不要となりました（年金請求時等に日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出されている場合に限りです）。